

## 島根県新型コロナウイルス対応経営改善支援事業補助金実施要領

### (通 則)

第1条 島根県新型コロナウイルス対応経営改善支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく、島根県新型コロナウイルス対応経営改善支援事業補助金（以下「補助金」という。）の円滑かつ適正な運用にあつては、この実施要領に定めるところによる。

### (事業の申請)

第2条 事業の申請をしようとする事業者は、事業計画申請書（様式第1号）を要綱第3条第6号に規定する補助事業者を経由して、県が別に定める期日までに、県に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の事業計画申請書（様式第1号）に事前調査票（様式第2号）を添えて、県に提出しなければならない。

### (事業の選定)

第3条 県は、前条の規定による申請があつた場合には、別に定める審査要領第5条の規定による審査を実施しなければならない。

2 前項の審査は、別表1の審査基準を総合的に勘案して行うものとする。

3 事業の選定に当たり、採択の条件があるときは、当該条件を付し、又は補助申請額を減額して採択することができるものとする。

### (選定結果の通知)

第4条 県は、前条の選定の結果について、速やかに選定結果通知書（様式第3号）を事業者に通知しなければならない。

### (効果報告)

第5条 事業者は、事業が完了した最終会計年度の終了後3年間、毎会計年度終了後60日以内に実施効果報告書（様式第4号）を補助事業者を経由して、県に報告しなければならない。

### 附 則

この要領は、令和3年3月18日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

審査基準

審査基準
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 既存事業の経営状況の分析の妥当性</li><li>・ 既存事業から異なる事業への転換や異分野への進出となっているか (日本標準産業分類の小分類が異なる事業であること)</li><li>・ 転換や異分野への進出先として、ターゲット・狙いの適切性</li><li>・ 事業計画の熟度</li><li>・ 事業の透明性・適切性</li><li>・ 事業者の熱意</li></ul>